



2022年6月15日

各位

会社名 株式会社ディー・ディー・エス
代表者 代表取締役社長 久保 統義
(東証グロース・コード番号 3782)
問合せ先 経営管理部 部長 小野寺 光広
電話番号 052-955-5720
(URL <https://www.dds.co.jp/ja>)

2022年12月期第1四半期報告書の提出期限延長（再延長）に係る
承認申請書の提出に関するお知らせ

当社は、本日下記のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長（再延長）に係る承認申請書を東海財務局へ提出することについて決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書
第28期（2022年12月期）第1四半期報告書（自 2022年1月1日 至 2022年3月31日）
2. 延長（再延長）前の提出期限
2022年6月15日（注）
（注）本来の法定提出期限は2022年5月16日ですが、同日付で公表した「2022年12月期第1四半期の提出期限延長に係る承認申請にかかる承認のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、同日付で東海財務局から提出期限を2022年6月15日とする承認をいただいております。
3. 延長（再延長）が承認された場合の提出期限
2022年8月8日
4. 提出期限の延長（再延長）を必要とする理由
当社は、2022年5月12日付け「2022年12月期第1四半期決算発表の延期及び第三者委員会設置に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社のMICROMETRICS TECHNOLOGIES PTE LTD.（以下「MMT」といいます。）に対するソフトウェアライセンス販売取引及びその後のMMTの子会社化等の一連の取引（以下「本件取引」といいます。）に関連して、過年度の会計処理及び開示の訂正の要否を検討する必要が生じました。そのため、当社は、詳細な事実関係の調査及び原因の究明、類似事象の有無の確認、当社連結財務諸表への影響額の算定及び再発防止策の提言を目的として、第三者委員会を設置し、第三者委員会は、調査を鋭意進めているところであります。
現時点までの第三者委員会による調査の概要（暫定）につきましては、2022年6月10日付け「第三者委員会の調査状況に関するお知らせ」にてお知らせしたとおりです。
また、2022年6月10日付け「第三者委員会の調査状況に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、第三者委員会は、当該調査の過程で、本件取引以外にも当社の連結財務諸表に影響を与え得

る不適正会計の疑いを検出するに至りました。かかる不適正会計の疑いには、新たな関連当事者取引の疑いを含むだけでなく、その他の複数の手法による不適正会計の疑いを含むとのことです。また、当社においては、本件取引において影響を受け得る当社の連結財務諸表は2018年12月期以降のものと整理しておりましたが、かかる不適正会計の疑いが事実として認定された場合には、それ以前の決算期に関する連結財務諸表も影響を受け得ることとなります。

そのため、第三者委員会においてかかる不適正会計の疑いの存否及び内容に係る調査並びにその会計処理に係る検証が必要であり、当該調査及び検証に時間を要し、また、監査法人による追加的なレビュー手続に時間を要する状況となりました。

したがって、当社は、延長承認を受けた提出期限までに2022年12月期第1四半期報告書の提出は困難であるとの判断に至り、提出期限延長（再延長）の承認申請を行うことといたしました。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長（再延長）の申請が承認された場合には、速やかに開示いたします。

また、提出期限延長（再延長）に関する申請が承認された場合、その提出期限である2022年8月8日までには、2022年12月期第1四半期報告書の提出、第三者委員会の調査結果を踏まえ訂正が必要と判断された期間について過年度の有価証券報告書・四半期報告書の訂正報告書の提出及び過年度の決算短信の訂正の公表を完了させます。

このたびは、当初の延長後の提出期限である2022年6月15日までに2022年12月期第1四半期報告書の提出を完了させることができず、株主及び投資家の皆様をはじめ関係者の皆様には、多大なるご心配とご迷惑をおかけしますことを改めて深くお詫び申し上げます。当社としましては、再延長後の上記提出期限までに必要な作業を完了すべく、一層鋭意努力してまいります。

以 上